

平成十七年改正給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年十一月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第三十一号

平成十七年改正給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成十七年改正給与条例附則第七条の規定による給料に関する規則（平成十八年佐賀県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

七 切替日以降に平成十七年改正給与条例附則第七条の規定による給料を支給される職員でなくなった職員

第四条第一項各号列記以外の部分中「もの」の下に「（前条第七号に掲げる職員（第一号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第一号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があつたものとした場合（切替日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあつては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合。同号において同じ。）に同条第七号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）」を加え、同項第一号中「第五号」を「第六号」に改め、「（切替日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあつては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合）」を削り、「相当する額」の下に「（佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十一年佐賀県条例第四十六号。以下この項において「平成二十一年改正県職員給与条例」という。）又は佐賀県公立学校職員給与条例等の一部を改正する条例（平成二十一年

佐賀県条例第四十七号。以下この項において「平成二十一年改正学校職員給与条例」という。）の施行の日（以下この項及び次条第一項において「基準日」という。）において平成二十一年改正県職員給与条例附則第三項又は平成二十一年改正学校職員給与条例附則第二項に規定する減額改定対象職員（以下この項及び次条第一項において「減額改定対象職員」という。）である者（基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。）及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であつて切替日の前日に当該異動があつたものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八二を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加え、同項第二号及び第三号中「第五号」を「第六号」に改め、「相当する額」の下に「（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八二を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加え、同項第四号イ中「相当する額」の下に「（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八二を乗じて得た額）」を加え、同号ロ中「給料月額」の下に「に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八二を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を加え、同項第五号中「応じた額」の下に「に百分の九十九・八二を乗じて得た額」を加え、「当該額」を「当該応じた額に百分の九十九・八二を乗じて得た額」に、「（その」を「とし、その」に、「額）」を「額とする。」に改める。

第五条第一項中「あつては、」を「あつては」に、「額」を「額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の

翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に百分の九十九・八二を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」「に改め、「なるもの」の下に「(第三条第七号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、平成二十一年十二月一日から施行する。